

卒業生対象 日本学生支援機構（JASSO）大学等奨学生予約採用について

奨学金制度は、勉強意欲がありながら経済的理由により就学困難な者に対し、奨学金を貸与、または給付することにより、教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的としています。大学等予約奨学金として、募集人数の多い日本学生支援機構の奨学金があります。高校卒業後2年以内で、まだ大学等に入学していない人は、卒業した高校を通して予約を申し込むことができます。

高校在学中（3年生時）に予約採用候補者となった人は、卒業した翌年度中（令和5年3月に卒業した人は令和5年度中）に進学しなければ、予約が無効になります。現在浪人中で、進学後に利用する奨学金を予約したい場合は、再度卒業した高校を通して申し込まなくてはなりません。

<日本学生支援機構の奨学金について（令和6年度進学予定者向け）>

| 種類 | 返済 | 貸与・給付期間 | 貸与・給付金額 | 予約申し込み 学校書類提出〆切 (令和5年度) |
|-----------------|---------------|--------------------|------------------------|-------------------------------|
| 給付奨学金 | 返済義務なし | 入学後、 卒業年限 まで | 月額9,800円 ～75,800円 | 第1回目 令和5年5月25日(木) |
| 第一種奨学金 (貸与型) | 返済義務あり 無利子 | | 月額20,000円 ～64,000円 | 第2回目 令和5年6月29日(木) |
| 第二種奨学金 (貸与型) | 返済義務あり 有利子 | | 月額20,000円 ～120,000円 | |

- ・給付・貸与ともに第1回、第2回のどちらかの〆切に間に合うように書類提出してください。予約〆切に間に合わない場合は大学等に進学した後に申し込むこともできます。
- ・予約採用となった翌年度に進学しなければ予約は無効となります。
- ・校内書類提出の前に、ネット上での支援機構への申込及び支援機構に提出する書類準備が必要です。校内書類提出〆切の2週間前を目安に、来校して必要書類を受け取って下さい。

<給付奨学金について>

- ・給付奨学金の対象となる大学・短大・専門学校については、文部科学省のホームページを確認してください。

対象者の要件

- ・学力基準（①又は②のいずれかに該当する者）
 - ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること。
 - ② 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学習意欲を有すること。
- ・申込資格
 - ① 日本国籍を有するもの、法廷特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者又は永住の意思が認められる定住者であること。
 - ② 高等学校在学中または高等学校卒業後2年以内であること。

※ 学力基準の②については、レポート提出により判定されます。

給付奨学金 経済状況に係る要件

| 支援区分 | 年収の目安 | 月支給額(最高額) |
|------------------------|----------|-----------|
| 【第Ⅰ区分】住民税非課税世帯の者 | 約271万円以下 | 75,800円 |
| 【第Ⅱ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者 | 約303万円以下 | 50,600円 |
| 【第Ⅲ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者 | 約378万円以下 | 25,300円 |

- ・生計維持者及び本人の所得を合計します。
- ・年収の目安は、両親・本人・中学生の4人世帯を想定しています。
- ・世帯人数・構成によって基準は変わるので、詳細はJASSOホームページを参照してください

<申込・必要書類について>

予約申し込みに必要な書類は教務部奨学金担当者からお渡しします。事前にお問い合わせの上、学校書類提出〆切日の2週間前までに、受け取りに来てください。また、予約申し込み時に、申込者と保護者のマイナンバー提出が必要です。マイナンバー書類は高校ではなく、学生支援機構に直接郵送することになります。学校提出書類は、高校の指定した〆切日までに必ず高校担当者に提出して下さい。

申込方法・採用基準など昨年度から変更になった部分があります。今年度の申込書類をよく確認の上、申込みを行ってください。高校3年時に予約採用となった人でも、基準が変更され、同じ奨学金の予約が取れない場合もあります。

※日程については、令和5年4月26日現在のものです。今後、予定が変更されることもあります。

問い合わせ先
都立千歳丘高校
教務・総務部
電話 03-3429-7271